

平成27年3月1日から

一部負担還元金・訪問看護療養費付加金の控除額を改定しました

平成27年1月1日施行の高額療養費制度の改正に伴い、当健康保険組合独自の給付である一部負担還元金、訪問看護療養費付加金を平成27年3月1日診療分より改定いたしました。(被保険者)

○ 被保険者の方が診療を受け、あるいは訪問看護を受けた自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く)の控除額が現行の35,000円から被保険者の所得区分(標準報酬月額)に基づき控除額が変更されました。

平成27年3月診療分からの一部負担還元金等(被保険者)

<70歳未満>

適用区分	被保険者の所得区分 (標準報酬月額)	一部負担還元金等の自己負担限度額 (被保険者)
ア	83万円以上	80,000円+(総医療費-842,000円)×1% ※
イ	53万円~79万円	50,000円+(総医療費-558,000円)×1% ※
ウ	28万円~50万円	35,000円+(総医療費-267,000円)×1% ※
エ	26万円以下	35,000円
オ	低所得者(住民税非課税)	35,000円

<70歳~74歳>

適用区分	被保険者の所得区分 (標準報酬月額)	一部負担還元金等の自己負担限度額 (被保険者)
現役並み	28万円以上	35,000円+(総医療費-267,000円)×1% ※
一般	26万円以下	35,000円

※()内の総医療費が、差し引く額より下回る場合、()内は0円とする。

この度の付加給付の改定は、負担能力に応じた負担を求めるという高額療養費の改正に準じた措置ですので、どうぞご理解くださいますようお願いいたします。